

議案第78号

福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に鑑み、介護予防認知症対応型通所介護の事業の利用定員等の基準を改める等の必要があるによる。

福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「，指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加える。

第19条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第8条第1項に定める設備を利用し、夜間及び深夜に、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供したことにより事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第24条第1項ただし書中「若しくは同一敷地内」を「，同一敷地内」に改め、「含む。」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1

号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)を加え、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(指定地域密着型サービス基準条例第90条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)」を加える。

第26条第1項中「25」を「29」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 通いサービス 登録定員の数の2分の1から15（登録定員の数が25を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の数に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利用定員の数、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12）まで

登録定員の数	利用定員の数
26又は27	16
28	17
29	18

第31条中「及び第17条から第20条まで」を「、第17条、第18条、第19条（第4項を除く。）及び第20条」に改める。

第32条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの」を「行い、その」に改める。

第33条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

第37条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と市長が認める場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。